

豊川市主任児童委員連絡会内規

(名称)

第1条 本会は、豊川市主任児童委員連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的及び事業)

第2条 連絡会は、豊川市の主任児童委員の相互連携及び活動の充実を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 豊川市の主任児童委員の連絡調整
- (2) 研修及び事業の実施
- (3) 調査研究並びに資料及び情報の交換
- (4) 関係機関、団体等との連絡提携
- (5) その他連絡会の目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 連絡会は、豊川市の主任児童委員をもって構成する。

(役員及び任期)

第4条 連絡会に、役員として代表1名と副代表2名を置く。

- 2 役員は、1年とする。ただし、補欠役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任することができる。

(役員を選任及び職務)

第5条 代表及び副代表は、構成員の互選とする。

- 2 代表は、連絡会を代表し、その会務をとりまとめる。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、あらかじめ代表の指名した副代表が、順次にその職務を代理する。
- 4 代表は、理事会に出席し、協議に参加する。

(会議)

第6条 会議は、月1回とする。ただし、代表が必要と認める場合は臨時に開催することができる。

- 2 会議は代表が招集し、代表が議長となる。
- 3 代表が会議において協議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 年度事業計画に関する事項
 - (2) その他代表が付議した事項
- 4 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。